

I. 第11回 通常総会報告

令和5年5月25日（木）午後1時30分から「ヒルズサンピア山形」に於いて、第11回通常総会が開催されました。次第書の通り進行し、下記の議案は全て原案のとおり承認可決されましたので、ご報告いたします。併せて報告事項についても全て報告を完了いたしました。

記

総普通会员の議決権数 400個

出席普通会员の議決権数 317個 （内訳）出席数 37会員

委任状出席 280会員

第1号議案 役員退職金支給規程承認の件

第2号議案 令和4年度計算書類承認の件

報告事項1 令和4年度事業報告の件

報告事項2 令和5年度事業計画及び収支予算書報告の件

報告事項3 役員報酬決定の件

以上



通常総会 金山会長挨拶（要旨）

本日は、お忙しい所、総会にお集まりくださいまして、誠にありがとうございます。この冬の情勢としては、輸入価格と共に中々厳しい状況でしたが、幸い雪が少なく、雪害による事故はゼロということで安堵している所です。

また昨年来話をしておりますとおり、高圧ガス保安協会の事業内容の形が変わってきまして、当県をはじめ全国の各都道府県協会の受託事業の収入の面でも色々なものが変わってきております。

本日は、総会でございますが、そのあたりの数字が反映された決算報告、そして事業計画になっております。

協会の最大の問題は、我々事業者同志が連携良く、確実に保安を行っていくことで、弱い所をお互い補完できるような形を維持していくことかと思っておりますので、変わる環境の中で、どのような形、方向性が必要かということは、良くお考えをいただきたいと思う次第です。

本日は、公務ご多用のところ、山形県防災くらし安心部 消防救急課の安達 課長様と遠藤 主事様には、ご出席いただきましてありがとうございます。また、常日頃は大変ご協力をいただき、事業も安全に進められていると思っている次第です。

それでは、本日の総会、よろしくお願い致します。



来賓祝辞

山形県防災くらし安心部長 中川 崇 様より、ご祝辞を頂戴しました。

祝 辞

一般社団法人山形県L Pガス協会第11回通常総会の開催にあたり、一言お祝いを申し上げます。

一般社団法人山形県L Pガス協会会員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症や物価高などによる影響がある中、県民の生活に必要なエネルギーであるL Pガスの安定供給及び保安の確保に、格別の御尽力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

今さら申し上げるまでもありませんが、L Pガスは化石エネルギーの中でも二酸化炭素の排出量が少なく、環境対策に有効なエネルギーであることに加えて、持ち運びが容易で、素早い供給が可能であることから、災害に強いエネルギーとして期待されています。

一方で、取扱いを誤れば、火災や爆発、不完全燃焼による一酸化炭素中毒など重大な事故を引き起こしうるものでもあり、令和4年における県内の事故につきましては、死傷者は発生しておりませんが、令和3年より2件増加の6件となっております。

経済産業省では、2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、都道府県及び関係事業者等が、それぞれ果たすべき役割を着実に実行していくとしておりますが、本県においては、ぜひ「事故数ゼロ」を目指してまいりたいと考えております。

これを実現するためには、貴協会及び会員であります販売事業者の皆様方の安全確保の取組みが大変重要でありますので、自主保安活動の推進のほか、一般消費者の方々への注意喚起など、今後とも御尽力を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人山形県L Pガス協会の益々の御発展と会員の皆様の御隆盛を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和5年5月25日

山形県防災くらし安心部
部長 中川 崇

代読 消防救急課
課長 安達 将吾



Ⅱ. 令和5年度事業計画の重点事業(抜粋)について(ご協力のお願い)

1. 保安確保の充実及び自主保安の推進

〔 名 称 : 『 LPガス安心サポート推進運動 』 の実施
全国目標 : 死亡事故 0～1件未満/年、人身事故 0～25件未満/年

重点取り組み事項

- 業務用施設ガス警報器連動遮断の推進
- 業務用換気警報器の設置促進
- 軒先容器の流出防止対策の徹底

◇ 目標達成に向けた具体的な取り組み事項

- ①自主保安チェックシートの活用による保安水準の向上
- ②安全機器普及状況等の調査により事故防止対策の意識啓発を促す
- ③業務用事故防止対策(ガス警報器連動遮断、業務用換気警報器の設置促進)
- ④容器の流出防止対策(ハザードマップの確認により、浸水想定区域内の軒先容器に対する鎖二重掛けの促進及び空き家の容器一時撤去等に努め、容器流出防止・容器盗難事故防止も含め対応を図る。)
- ⑤雪害事故防止対策(縦型自動切替調整器、安全機器の設置促進)

2. 災害時における対応強化

- 自然災害時のLPガス保安対策(地震・風水害・雪害等)
- 石油備蓄法に基づく対応

3. LPガスの需要拡大

- 災害にも強いLPガスの需要拡大(小中学校体育館、避難所、防災拠点等への非常用発電機・GHPの導入促進、LPガス災害バルク設置の促進)
- 2050年カーボンニュートラルへの対応(災害に強く、省エネ、CO₂削減可能なエネファーム、高効率給湯器の普及促進)
- 将来への布石(需要開発セミナーの開催、青年部会によるLPガスの有効性や防災意識の啓発活動の実施)

4. 取引の適正化・料金の透明化の促進

- 賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供の対応
- 業界自主ルール「LPガス販売指針(第4次改訂版)」の徹底(消費者に対して料金の算定基礎等の内容説明の徹底、標準的な料金メニューの公表、)

※ なお、詳しい内容については、5月に配付しました緑色冊子「第11回通常総会」資料をご参照ください。

Ⅲ. 全国LPガス政治連盟山形県支部第38回通常総会報告

令和5年5月25日に開催された県協会通常総会後に、全国LPガス政治連盟山形県支部（全政連山形県支部）の第38回通常総会が開催されました。

次第のとおり進行し、下記の議案はすべて原案のとおり承認可決されましたことをご報告いたします。

記

構成員の数	400名		
出席会員数	307名	(内訳) 出席数	34名
		委任状出席	273名

第1号議案 令和4年度活動報告及び収支計算書承認の件

第2号議案 令和5年度活動計画及び収支予算（案）決定の件

報告事項

- ・令和5年度政策要望
- ・令和5年度税制改正要望

以上



貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等の一部改正のポイント

昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

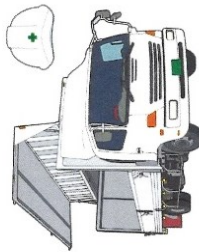
- 最大積載量が「2トン以上」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のものほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



昇降設備の例

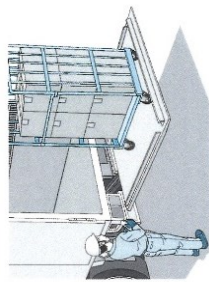
保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディー車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「**墜落時保護用**」の製品を使用しなければなりません。



テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化 [令和6年2月1日施行]

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【学料4時間・実技2時間】
 - 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
 - 介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャスター・トップバー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。



運転位置から離れる場合の措置 [令和5年10月1日施行]

- 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、運転者が運転位置を離れる場合に義務付けられている ①エンジン停止と、②荷役装置を最低降下位置に置くことが適用除外となります。ただし、ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置は必要です。



詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページをご覧ください。

<http://nikusai.or.jp/measures/nvakuboushi/#kisoku>



貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A②

保護帽の着用が必要な時、必要でない時はどんな場合ですか？

- ◆ 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディー車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフター（TGL）が設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）
- ◆ テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で荷役作業を行う場合で、以下の場合は保護帽の着用義務は適用されません。＊
 - テールゲートリフターを使わずに荷を積み卸す作業を行う場合
 - テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないとき

	荷台側面が構造上開放、開閉可能	それ以外
5トン以上	必要	必要
2トン以上	必要	必要（TGL使用時のみ）
5トン未満	必要	不要

＊保護帽着用
の適用除外は、
この部分のみ

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育とは何ですか？

- ◆ 労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育は、厚生労働省告示で規定する科目及び時間数の内容で、社内で行うことが原則です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。
- ◆ 特別教育の講師の資格要件はありませんが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。
- ◆ 社内ですべての特別教育を行う代わりに、外部研修機関等が行う特別教育を受講させることも差し支えありません。
- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスター・トップバー等の操作、昇降板の開閉や格納の操作など、テールゲートリフターを使用する業務も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る

労働安全衛生規則等一部改正のQ&A③

保護帽とは何ですか？その要件とはどんなものですか？

- ◆ **保護帽とは「ヘルメット」です。**労働安全衛生法第42条の規定に基づく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。
- ◆ この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があります。
- ◆ **荷役作業では、型式検定（国家検定）に合格した、帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた、「墜落時保護用」の製品を使用することが必要です。**

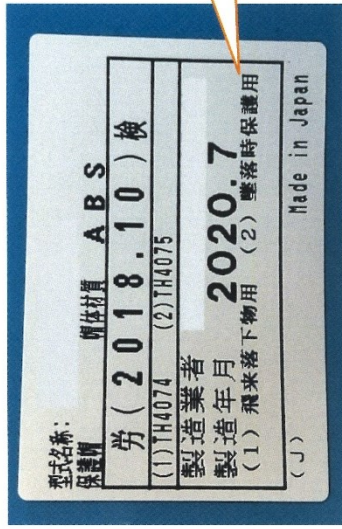
1 墜落時保護用
「墜落による労働者の危険を防止するため…」と規定されている作業時に着用
2 飛来・落下物用
「物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため…」と規定されている作業時に着用

着用時のポイント
 ①「墜落時保護用」を使用すること
 ②傾けずに被ること
 ③あご紐をしっかりりと確実に締めること
 ④破損したものは使わないこと
 ⑤耐用年数を守ることを



検定合格品には、検定合格標章が貼り付けられています。「**墜落時保護用**」の記載があることを確認しましょう。

ここに注目！
 荷役作業では、「飛来落下物用」しかないものは、使ってはいけません。



貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る

労働安全衛生規則等一部改正のQ&A④

テールゲートリフターを使用して荷を積卸す作業の特別教育について、省略は可能ですか？特別教育を行わなかった場合、罰則はありますか？

- ◆ 特別教育は労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに、事業主が行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の**記録を作成し、3年間保存する必要**があります。
- ◆ 令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなりますので、**現在テールゲートリフターによる作業を行っている人も含め、令和6年1月31日までに忘れずに特別教育を受講してください。**
- ◆ 特別教育カリキュラム

科目	範囲	時間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間以上
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法、台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間以上
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5時間以上
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2時間以上

◆ 特別教育の科目の全部または一部について十分な知識と技能を有していると認められる労働者は、当該科目の特別教育を省略することができます。

科目	省略できる者	省略可	省略不可	45分以上受講必要
テールゲートリフターに関する知識	荷役ガイドラインに基づく荷役作業従事者教育（教育内容にテールゲートリフターを含むもの）受講者	省略可	省略不可	45分以上受講必要
テールゲートリフター操作に関する知識	同上	省略可	省略不可	省略不可
関係法令	同上	省略不可	省略不可	省略不可
実技教育	同上	省略不可	省略不可	1時間以上の受講必要

◆ 特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせた事業主は、労働安全衛生法第59条第3項に違反することとなり、「**6か月以下の懲役または50万円以下の罰金**」に、また、特別教育の記録を保存しなかった事業主は、労働安全衛生法第103条第1項に違反し、「**50万円以下の罰金**」となります。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る

労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑤

運転位置から離れる場合どのような措置が必要ですか？

運転者が運転位置から離れる場合には、貨物自動車の逸走を防ぐため、

- ① 荷役装置を最低降下位置に置くこと
- ② 原動機（エンジン）を止めること
- ③ ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講ずることが義務付けられています。（労働安全衛生規則第151条の11）

しかしながら、

◆ エンジンを止めると荷役装置が動かさない荷役運搬車両（貨物自動車）では、運転者一人だけで荷役作業を行うことはできない。

◆ 荷役装置の一種であるテールゲートリフターは、収納位置が必ずしも最低降下位置ではない。

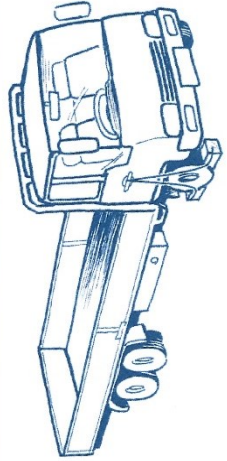
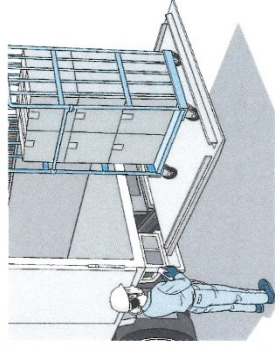
というような実態があることから、

令和5年10月1日施行の新たな規制では、

◆ 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、①と②の義務は適用除外となり、

- ① 荷役装置（テールゲートリフター）を最低降下位置に置かなくてもよい
- ② エンジンを停止しなくてもよいこととなりまし

ただし、③は適用除外にはなりません。逸走防止措置を講ずることは必要です。



貨物自動車の逸走防止措置としては、**ブレーキを確実にかけること**のほか、**輪止め**などの方法があります。エンジンがかかった状態で荷役作業を行う場合は、**ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置を確実に講ずるよう**にしてください。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る

労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑥

労働安全衛生法には罰則がありますか？

労働安全衛生法では、事業者等による実施義務等を確実に履行させるために多くの条文に罰則がつけられています。この度の労働安全衛生規則改正部分に適用される罰則の条文として、安衛法第119条、120条があります。

条文	処分内容(例)	罰則
安衛法第119条	・テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育を行わなかった事業者 ・昇降設備を設置しなかった事業者 ・保護帽の着用をさせなかった事業者 ・運転位置から離れる場合の措置を講じなかった事業者	6月以下の懲役または50万円以下の罰金

安衛法第120条

- ・昇降設備の設置が義務付けられている貨物自動車で昇降設備を使用しなかった労働者
- ・保護帽の着用が必要な貨物自動車で、保護帽を使用しなかった労働者
- ・運転位置から離れる場合の措置を講じなかった労働者
- ・特別教育の記録を保存していなかった事業者

白ナンバーの貨物自動車で、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業においても、作業者への特別教育が必要ですか？

労働安全衛生法では、緑ナンバーと白ナンバーは区別されませんので、白ナンバーのトラックでも特別教育は必要です。また、トラックの最大積載荷重の規程はないので、軽自動車のトラックでも特別教育は必要です。

なお、特別教育の受講対象者は次のとおりです。

- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスターストップパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、**テールゲートリフターを使用する業務**も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだローボックパレット等をテールゲートリフターの**昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人**にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。

V. “地域の見守り活動に関する協定” について (ご協力をお願い)

(山形県との協定締結日：2013年3月19日)

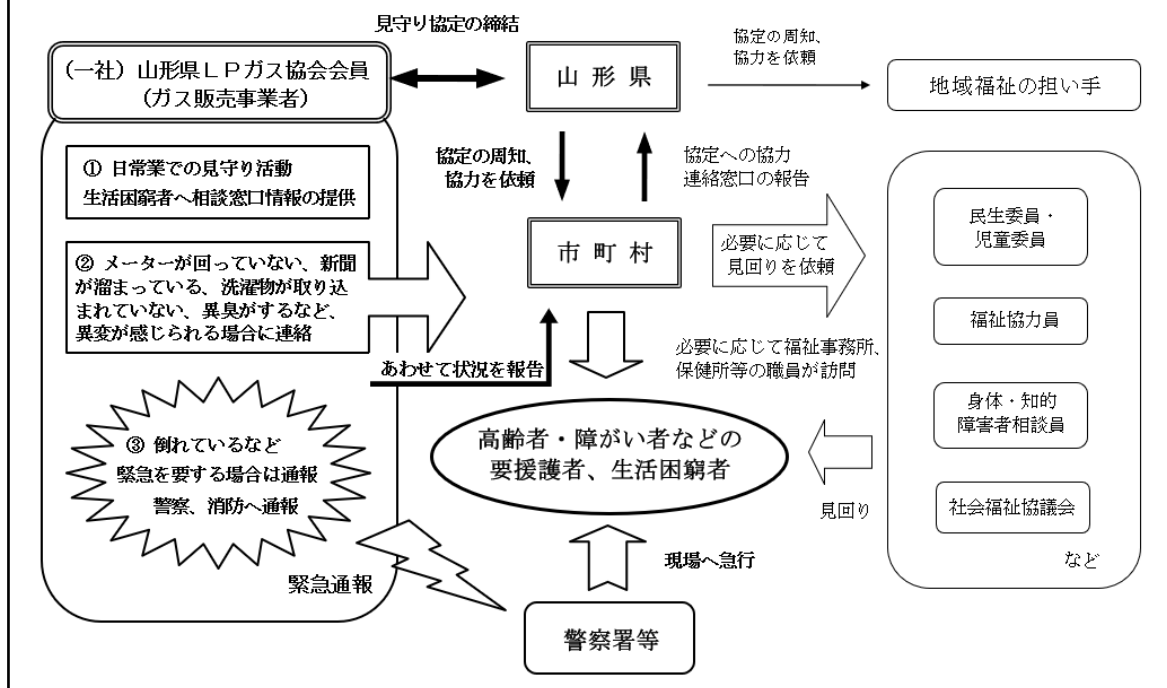
この協定は山形県をはじめ各自治体と当協会会員事業者が連携し、高齢者や障害者などの要介護者、生活困窮者、子供の安全を見守り、適切な支援に繋げることにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会を構築し、もって地域福祉の向上を図ることを目的としています。

日常業務の範囲内において、メーターが回っていない、玄関や郵便受けに新聞や郵便物が溜まっている、洗濯物が取り込まれていない、室内から異臭がするなど、住民の日常生活に異変を感じた場合は、速やかに市町村に連絡することとなり、緊急の対応を要する場合は、警察等へ通報していただき、あわせてその状況を市町村に連絡して下さるようお願いいたします。

なお、この見守り活動において通報等をおこなった場合は、その通報内容を任意の様式で結構ですので、当協会まで報告して下さるようお願い申し上げます。

【 地域の見守り活動に関する市町村連絡窓口 】の一覧表を添付します。

(一社) 山形県LPガス協会と連携した地域の見守り活動【概念図】



	1 平日の窓口			2 休日や夜間の窓口			3 休日・夜間の特記事項
	担当部署	電話番号	受付時間	受付先	電話番号	受付時間	
山形市	福祉推進部 生活福祉課 地域福祉係	023-641-1212(内線587)		山形市役所(守衛受付)	023-641-1212(代表)	24時間体制	休日・夜間は守衛から担当部署に連絡
米沢市	健康福祉部 高齢福祉課	0238-22-5111(内線3704)		米沢市役所(守衛受付)	0238-22-5111(代表)	24時間体制	
鶴岡市	健康福祉部 地域包括ケア推進室	0235-25-2111(内線707)		鶴岡市役所(守衛受付)	0235-25-2111(代表)	24時間体制	休日・夜間は守衛が受付し、連絡網で担当部署に連絡
酒田市	健康福祉部 福祉課	0234-26-5731(直通)		酒田市役所(守衛受付)	0234-22-5111(代表)	24時間体制	休日・夜間は守衛から担当部署に連絡
新庄市	成人福祉課 生活支援室	0233-29-5808(直通)		新庄市役所(守衛受付)	0233-22-2111(代表)	24時間体制	休日・夜間は守衛から担当部署に連絡
寒河江市	健康福祉課 福祉総務係	0237-85-0242(直通)		寒河江市役所(日直受付)	0237-86-2111(代表)	8:30~17:15	夜間は西村山広域行政消防司令室で受付し、緊急時には連絡網にて対応
上山市	福祉事務所 地域福祉係	023-672-1111(内線142)		上山市役所(守衛受付)	023-672-1111(代表)	24時間体制	休日・夜間は守衛から担当部署に連絡
村山市	村山市福祉課 地域福祉係	0237-55-2111(内線142)		村山市役所(守衛受付)	0237-55-2111(代表)	24時間体制	
長井市	福祉あんしん課	0238-87-0686(直通)		福祉あんしん課 包括支援センター	090-3750-3442	24時間体制	
天童市	健康福祉部 社会福祉課 調整係	023-654-1111(内線762)		天童市役所(守衛受付)	023-654-1111(代表)	24時間体制	
東根市	福祉課 地域福祉係	0237-42-1111(内線2141)		東根市役所(守衛受付)	0237-42-1111(代表)	24時間体制	
尾花沢市	福祉課 社会福祉係	0237-22-1111(内線171)		尾花沢市消防本部	0237-22-1131	24時間体制	緊急時は消防本部から担当部署に連絡
南陽市	福祉課 地域福祉係	0238-40-1639(直通)		南陽市役所(管理人受付)	0238-40-3211(代表)	24時間体制	
山辺町	保健福祉課	023-667-1107(直通)		山辺町役場(守衛受付)	023-667-1111(代表)	24時間体制	休日・夜間は守衛から担当部署に連絡
中山町	健康福祉課	023-662-2673(直通)		中山町役場(守衛受付)	023-662-2111(代表)	24時間体制	休日・夜間は守衛から担当部署に連絡
河北町	健康福祉課 高齢者福祉係	0237-71-1801(直通)		河北町地域包括支援センター	0237-84-6120	24時間体制	
西川町	健康福祉課 在宅支援係	0237-74-3243(直通)		西川町役場(日直受付)	0237-74-2111(代表)	8:30~17:15	
朝日町	健康福祉課 介護支援係	0237-67-2156(直通)	8:30~17:15	朝日町役場(日直受付)	0237-67-2111(代表)	8:30~17:15	休日は、日直から担当部署に連絡
大江町	健康福祉課 福祉係	0237-62-2285(直通)		大江町役場(日直受付)	0237-62-2111(代表)	8:30~17:15	
大石田町	保健福祉課福祉グループ福祉担当	0237-35-2111(内線130)		大石田町役場(守衛受付)	0237-35-2111(代表)	8:30~17:15	
金山町	健康福祉課	0233-52-2111(内線261)		金山町役場(日直受付)	0233-52-2111(代表)	8:30~17:15	
最上町	健康福祉課	0233-43-3117(直通)		最上町立最上病院(宿日直受付)	0233-43-3117	24時間体制	休日・夜間は最上病院で受付し、緊急時は連絡網で担当部署に連絡
舟形町	健康福祉課 福祉係	0233-32-0655(直通)		舟形町役場(日直受付)	0233-32-2111(代表)	8:30~17:15	
真室川町	福祉課	0233-62-3436(直通)		真室川町役場(警備員受付)	023-62-2111(代表)	24時間対応	休日・夜間は警備員から担当部署に連絡
大蔵村	健康福祉課 福祉係	0233-75-2111(内線274)		大蔵村役場(日直受付)	0233-75-2111(代表)	8:30~17:15	
鮭川村	鮭川村健康福祉課	0233-55-2111(内線135)		鮭川村健康福祉課(包括支援センター)	090-8780-7323	24時間体制	
戸沢村	健康福祉課 福祉係	0233-72-2364(内線141)		戸沢村役場(警備員受付)	0233-72-2111(代表)	8:30~17:15	
高島町	福祉こども課	0238-52-3564(直通)		高島町役場(宿日直受付)	0238-52-1111(代表)	24時間体制	休日・夜間は宿直室から担当部署に連絡後、担当部署から連絡者に電話
川西町	福祉介護課 福祉グループ	0238-42-6635(直通)		川西町役場(宿日直受付)	0238-42-2111(代表)	24時間体制	休日・夜間は宿日直受付から担当部署に連絡
小国町	健康福祉課 福祉担当	0238-61-1000(内線714)		小国町立病院(夜警受付)	0238-61-1111(代表)	24時間体制	休日・夜間は町立病院で受付し、緊急時は連絡網で担当部署に連絡
白鷹町	健康福祉課 福祉係	0238-86-0111(直通)		健康福祉課	0238-86-0112	24時間体制	休日・夜間は町立病院休日夜間受付から担当部署に連絡
飯豊町	飯豊町地域包括支援センター	0238-86-2233(直通)		飯豊町健康福祉課	090-4882-3900	24時間体制	
三川町	健康福祉課福祉係	0235-35-7030(直通)		三川町役場(警備員受付)	0235-66-3111(代表)	24時間体制	緊急時は警備員から担当部署に連絡
庄内町	保健福祉課 福祉係	0234-42-0149(直通)		庄内町役場(日直受付)	0234-43-2211(代表)	夜間17:15~21:00 休日 8:30~17:00	休日・夜間は日直から担当部署に連絡
遊佐町	健康福祉課 福祉介護保険係	0234-72-5884(直通)		遊佐町役場(警備員受付)	0234-72-3311(代表)	24時間体制	休日・夜間は警備員より担当者に連絡

VI. 『カーボンニュートラルやまがた県民運動』へのご協力について(お願い)

山形県では、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた 2050」を令和2年8月に宣言し、この実現に向けた取組みを県民一丸となって推進していくため、令和4年度から県民・企業・団体・行政等が連携・協働し、「～みんなの地球のためにチャレンジ! ～カーボンニュートラルやまがた県民運動」を展開しております。

指定地方公共機関である当協会としても、我々業界を挙げて取り組んでいる2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂削減可能なガス機器（GHP、エコジョーズ、ハイブリッド給湯器、エネファーム）の普及促進に取り組んでいるところです。

会員の皆様方におかれましても、県民総ぐるみの取組みを着実に推進していくため、総会資料の重点事業でもあります災害に強いLPガスの需要拡大と併せて、下記事業にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

「カーボンニュートラルやまがた県民運動」の一環として予定している事業

◇ 高効率機器の普及促進

- ・CO₂削減可能な高効率ガス機器（エコジョーズ、ハイブリッド給湯器、エネファーム）の普及促進を図る。

◇ GHP、災害バルク等の導入促進

- ・CO₂削減可能で災害に強いGHP、非常用発電機及び災害バルク等を小中学校体育館、防災拠点、医療・福祉施設へ導入促進を図る。

◇ 会社、家庭での節電及び省エネ性能の高い家電に買い替え推進

◇ 社有車、自家用車のエコドライブの推進

(参考)

カーボンニュートラルやまがたアクションプラン HP 掲載箇所

【 https://www.pref.yamagata.jp/050015/cny_actionplan.html 】

以上

Ⅶ. インボイス制度に関する注意喚起及び相談窓口について (ご案内)

1. 公正取引委員会による注意事例について

このたび、公正取引委員会において、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例が確認されたため、違反行為の未然防止の観点から、どのような業態の発注事業者と免税事業者との間でそうした事例が発生したかということに加え、事例を踏まえた独占禁止法・下請法上の考え方を改めて明らかにして公表されましたので、ご案内いたします。

<公正取引委員会による注意事例の概要>

- 発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先（免税事業者）に対して、インボイス制度実施後も課税事業者へに転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を引き下げると一方的に通告。

※ 下記リンク先において、注意事例の概要やそれを分かりやすい形で説明したイラスト資料が公表されています。

【 https://www.jftc.go.jp/file/invoice_chujirei.pdf 】

<参考>「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」について

- 免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法だけでなく独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を取りまとめて公表しています。また、これらの関係法令における個別事例等の問い合わせについては相談窓口がございます。当該Q&Aにつきましては以下のURLにも掲載されておりますので、ご参照ください。

【財務省】 http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】 <https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>

【中小企業庁】 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ウェブサイトに掲載されているQ&Aは全て同じ内容となります。

2. 中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口についてのご案内

「1. 公正取引委員会の注意事例」とは関係ございませんが、中小企業庁の補助事業において、免税事業者のインボイス制度に関する相談内容に応じて、税理士による無料オンライン相談など各種相談先を紹介する「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」を開設しております。 【 <https://chusho-invoice.jp/> 】

Ⅷ. 会員の異動状況等 (会員名簿訂正)

(令和5年6月15日現在)

頁	コード 番 号	事業所名	項 目	新	旧
2,12	0328	ヤマリョー(株)ガス部北村山営業所	代表者氏名	伊藤 高	岡崎 真樹
4		カメイ(株)	代表者氏名	亀井 昭男	亀井 文行
		アストモスリテイリング(株)東北カンパニー	代表者氏名	小林 茂	武田 倫治
	0491	アストモスリテイリング(株) 東北カンパニー山形営業所	代表者氏名	跡辺 潤	安達 隆行
5	1000	山形ガス(株)	代表者氏名	永井 悟	鈴木 俊伸
	賛助	矢崎エナジーシステム(株) 山形オフィス	代表者氏名	内田 健一	伊藤 学
6		ENEOS グローブエナジー(株)	代表者氏名	尾畑 正治	八子 敦夫
	0681	ENEOS グローブエナジー(株) 南東北支社山形支店	代表者氏名	毛利 希彦	大関 浩光
	0682	ENEOS グローブエナジー(株) 南東北支社山形支店南営業所	代表者氏名	山崎 勝	武田 孝弘
6,9	0683	ENEOS グローブエナジー(株) 南東北支社山形支店朝日出張所	代表者氏名	山崎 勝	武田 孝弘
6,12	0684	ENEOS グローブエナジー(株) 南東北支社山形支店尾花沢営業所	代表者氏名	武田 孝弘	山崎 勝
		NX エネルギー東北(株)	代表者氏名	永松 康治	中村 和彦
12	第2種	(株)木村商店	代表者氏名	木村 廣	木村 強
13	4130	(有)山木鈴木商店	代表者氏名	鈴木 慎太郎	鈴木 実
		(株)コマレオ	代表者氏名	駒形 弘三	後藤 秋信
18	5560	新庄都市ガス(株)	代表者氏名	早坂 進	熊谷 章
20	6150	北日本オイル(株)	代表者氏名	日野 智之	高橋 利宏
24	8010	全国農業協同組合連合会 山形県本部生活部	名 称	全国農業協同組合連合会 山形県本部施設燃料部	全国農業協同組合連合会 山形県本部生活部
	8070	東根市農業協同組合	代表者氏名	松浦 洋二	佐藤 勝蔵
25	8161	鶴岡市農業協同組合経済部生活課	所 在 地	鶴岡市白山字西野 196	鶴岡市白山字西野 191